

亀山市消防法施行細則及び亀山市火災予防条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和7年12月12日

亀山市長 櫻井 義之

亀山市規則第37号

亀山市消防法施行細則及び亀山市火災予防条例施行規則の一部を改正する規則

(亀山市消防法施行細則の一部改正)

第1条 亀山市消防法施行細則(平成17年亀山市規則第114号)の一部を次のように改正する。

次の表の改正後欄に掲げる規定の下線を付した部分を加える。

改正後	改正前
<p>(火災警報)</p> <p>第11条 法第22条第3項に規定する火災に関する警報<u>(次条第1項の規定により発令する警報を除く。)</u>は、市長が火災の予防上危険であると認め、かつ、気象の状況が次の各号のいずれかに該当するとき発令する。</p> <p>(1)～(3) [略]</p> <p>2 [略]</p> <p><u>(林野火災警報)</u></p> <p><u>第11条の2 法第22条第3項に規定する火災に関する警報で林野火災の予防を目的とするものは、1月から5月までの期間において、市長が林野火災の予防上危険であると認め、</u></p>	<p>(火災警報)</p> <p>第11条 法第22条第3項に規定する火災に関する警報は、市長が火災の予防上危険であると認め、かつ、気象の状況が次の各号のいずれかに該当するとき発令する。</p> <p>(1)～(3) [略]</p> <p>2 [略]</p> <p>[条を加える。]</p>

気象の状況が次の各号のいずれかに該当し、かつ、強風注意報が発表されている場合に発令する。ただし、当日に降水が見込まれるとき、又は積雪があるときは、この限りでない。

(1) 前3日間の合計降水量が1ミリメートル以下かつ前30日間の合計降水量が30ミリメートル以下の場合

(2) 前3日間の合計降水量が1ミリメートル以下かつ乾燥注意報が発表されている場合

2 前項の規定により発令した警報の対象となる区域は、市全域とする。

3 第1項の規定により発令した警報は、市長が火災予防上その必要がなくなったと認めたとき解除する。

備考 表中の [] の記載は注記である。

(亀山市火災予防条例施行規則の一部改正)

第2条 亀山市火災予防条例施行規則（平成17年亀山市規則第120号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前欄に掲げる規定の下線を付した部分（以下「改正部分」という。）及び同表の改正後欄に掲げる規定の下線を付した部分（以下「改正後部分」という。）については、次のとおりとする。

(1) 改正部分及びこれに対応する改正後部分が存在するときは、当該改正部分を当該改正後部分に改める。

(2) 改正後部分に対応する改正部分が存在しないときは、当該改正後部分を加える。

改正後	改正前
-----	-----

(喫煙等の禁止場所の通知等)

第3条 [略]

(林野火災注意報)

第4条 条例第38条の8第1項に規定する林野火災に関する注意報は、1月から5月までの期間において、市長が林野火災の予防上注意を要すると認め、かつ、気象の状況が次の各号のいずれかに該当する場合に発令することができるものとする。ただし、当日に降水が見込まれるとき、又は積雪があるときは、この限りでない。

(1) 前3日間の合計降水量が1ミリメートル以下かつ前30日間の合計降水量が30ミリメートル以下の場合

(2) 前3日間の合計降水量が1ミリメートル以下かつ乾燥注意報が発表されている場合

2 前項の規定により発令した注意報の対象となる区域は、市全域とする。

3 第1項の規定により発令した注意報は、市長が火災予防上その必要がなくなったと認めたとき解除する。

(指定催しの指定通知書)

第5条 [略]

(火災予防上必要な業務に関する計画提出書)

(喫煙等の禁止場所の通知等)

第3条 [略]

[条を加える。]

(指定催しの指定通知書)

第4条 [略]

(火災予防上必要な業務に関する計画提出書)

第6条 [略]

(防火対象物使用開始の届出及び処理)

第7条 [略]

(火を使用する設備等の設置の届出及び処理)

第8条 [略]

(火災とまぎらわしい行為等の届出及び処理)

第9条 条例第65条第1項の規定による届出は、次の各号に掲げる届出の区分に応じ、当該各号に定める届出書により行うものとする。

- (1) 条例第65条第1項第1号に掲げる行為の届出 火災とまぎらわしい煙又は火炎を発するおそれのある行為届出書 (様式第11号)
- (2) 条例第65条第1項第2号に掲げる行為の届出 煙火打上げ (仕掛け) 届出書 (様式第12号)
- (3) 条例第65条第1項第3号に掲げる行為の届出 催物開催届出書 (様式第13号)
- (4) 条例第65条第1項第4号に掲げる行為の届出 水道断水 (減水) 届出書 (様式第14号)
- (5) 条例第65条第1項第5号に掲げる行為の届出 道路工事届出書 (様式第15号)

第5条 [略]

(防火対象物使用開始の届出及び処理)

第6条 [略]

(火を使用する設備等の設置の届出及び処理)

第7条 [略]

(火災とまぎらわしい行為等の届出及び処理)

第8条 条例第65条の規定による届出は、次の各号に掲げる届出の区分に応じ、当該各号に定める届出書により行うものとする。

- (1) 条例第65条第1号に掲げる行為の届出 火災とまぎらわしい煙又は火炎を発するおそれのある行為届出書 (様式第11号)
- (2) 条例第65条第2号に掲げる行為の届出 煙火打上げ (仕掛け) 届出書 (様式第12号)
- (3) 条例第65条第3号に掲げる行為の届出 催物開催届出書 (様式第13号)
- (4) 条例第65条第4号に掲げる行為の届出 水道断水 (減水) 届出書 (様式第14号)
- (5) 条例第65条第5号に掲げる行為の届出 道路工事届出書 (様式第15号)

(6) 条例第65条第1項第6号に掲げる行為の届出 露天等の開設届出書 (様式第16号)

2 条例第65条第1項の規定による届出は、緊急やむを得ない理由がある場合は、口頭により行うことができる。この場合において、消防長は、火災予防上又は消防活動上必要な指示をするとともに、当該届出事項を口頭受理簿 (様式第17号) に記載するものとする。

(指定洞道等の届出及び処理)

第10条 [略]

2 [略]

3 第8条第3項の規定は、前項の規定により交付された届出書について準用する。

(指定数量未満の危険物等の貯蔵及び取扱いの届出及び処理)

第11条 [略]

2 [略]

3 第8条第3項の規定は、前項の規定により交付された届出書について準用する。

(水張又は水圧検査の申請等)

第12条 [略]

(公表の対象となる防火対象物及び違反の内容)

第13条 [略]

(6) 条例第65条第6号に掲げる行為の届出 露天等の開設届出書 (様式第16号)

2 条例第65条の規定による届出は、緊急やむを得ない理由がある場合は、口頭により行うことができる。この場合において、消防長は、火災予防上又は消防活動上必要な指示をするとともに、当該届出事項を口頭受理簿 (様式第17号) に記載するものとする。

(指定洞道等の届出及び処理)

第9条 [略]

2 [略]

3 第5条第3項の規定は、前項の規定により交付された届出書について準用する。

(指定数量未満の危険物等の貯蔵及び取扱いの届出及び処理)

第10条 [略]

2 [略]

3 第5条第3項の規定は、前項の規定により交付された届出書について準用する。

(水張又は水圧検査の申請等)

第11条 [略]

(公表の対象となる防火対象物及び違反の内容)

第12条 [略]

<p>(公表の手續)</p> <p><u>第14条</u> [略]</p> <p>(申請書等の提出部数)</p> <p><u>第15条</u> [略]</p> <p>(台帳等)</p> <p><u>第16条</u> [略]</p>	<p>(公表の手續)</p> <p><u>第13条</u> [略]</p> <p>(申請書等の提出部数)</p> <p><u>第14条</u> [略]</p> <p>(台帳等)</p> <p><u>第15条</u> [略]</p>
<p>備考 表中の [] の記載は注記である。</p>	

附 則

この規則は、令和8年1月1日から施行する。